

磐梯町農業委員会「農地等の利用の最適化に関する指針」

令和4年9月21日

磐梯町農業委員会

改正農業委員会法が平成28年4月1日に施行され、「農地利用の最適化の推進」が農業委員会の必須業務として、明確に位置付けられたことから、「農業委員会等に関する法律」第7条に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員が連携し、「農地利用の最適化」が一体的に図られるよう、磐梯町農業委員会の指針として、具体的な取り組みを下記のとおり定める。

1. 遊休農地の解消について

(1) 遊休農地の解消目標について

年間1haの解消

	農地面積	遊休農地面積	遊休農地の割合
現状（令和4年度）	741.0ha	49.2ha	6.6%
目標（令和7年度）	741.0ha	46.2ha	6.2%

(2) 遊休農地解消の具体的な取り組み方法

- ①農地パトロールによる新規発生の防止。
- ②再生困難な農地については非農地化を検討。
- ③緑区分の遊休農地については荒廃農地再生事業等を活用する。

2. 担い手への農地利用集積について

(1) 担い手への農地利用集積目標

年間2haの集積

	農地面積	集積面積	集積の割合
現状（令和4年度）	741.0ha	467.0ha	63.0%
目標（令和7年度）	741.0ha	473.0ha	63.8%

(2) 担い手への農地利用集積の具体的な取り組み方法

- ①新たな担い手を確保するための認定農業者・集落営農組織の育成。
- ②農地中間管理事業を活用した担い手への集積の促進。
- ③地区別の人・農地プランの実質化推進による担い手の明確化と、担い手への農地利用集積の促進。

3. 新規参入の促進について

(1)新規参入の促進目標

年間1経営体の参入

	新規参入経営体
現状（令和4年度）	2経営体
目標（令和7年度）	3経営体

(2)新規参入の促進に向けた具体的な取り組み方法

- ①関係機関（福島県、磐梯町、会津よつば農業協同組合）等と連携し、相談及び農地の斡旋の検討。

4. その他

本指針は3年ごとに見直しを行う。

ただし、必要があればその都度見直しをすることができるものとする。